



# 指定難病の医療費助成制度



## ●医療費助成の対象者 ①と②を満たす方です。

### ① 指定難病と認められる方（診断基準）

指定難病：発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な難病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病

### ② 指定難病の病状の程度が、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活または社会生活に支障があると医学的に判断される方（重症度分類）

ただし、①は満たすが②の基準を満たさない場合でも、指定難病に関連する医療費総額（10割分）が33,330円を超える月が、申請月以前の1年間で3か月以上ある場合には、医療費助成を受けることができます。（軽症高額該当）

## ●対象となる医療費等

助成の対象となるのは、難病指定医療機関で行われる、難病とその合併症に必要な治療や投薬などです。また、介護保険で利用する訪問看護や訪問リハビリテーションなども対象となります。

ただし、入院時の食事療養費、治療用装具など診療報酬で算定できないものは、対象となりませんのでご注意ください。

## ●指定難病の医療費助成を受けるためには

対象となっている難病と診断された場合は、必要な書類を確認した上で、保健所へ申請を行います。申請からその結果が出るまでに、約3か月かかります。

申請の結果、承認されれば申請日（※）から有効の「受給者証」と「自己負担上限額管理票」が交付されます。指定医療機関に受給者証等を提示することにより、医療費助成を受けることができます。

（※申請日とは、保健所の開庁日に、必要書類が全てそろっていることを確認し、保健所職員が申請を受理すると判断した日のことです。）



難病指定医

難病指定医療機関

診断  
受給者証提示



患者（申請者）

申請  
受給者証交付

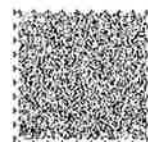


保健所

対象となる難病や申請に必要な書類は、保健所窓口または山形県ホームページで確認できます。

山形県  
ホームページ

トップページ【URL:<http://www.pref.yamagata.jp/>】より  
「健康・福祉・子育て」→「医療」→「医療費助成」→「特定医療費（指定難病）申請様式一覧」



## ●自己負担について

医療費の自己負担は、通常、医療費総額の3割ですが、この医療費助成の対象になると2割となります。(通常の窓口負担が1割や2割の場合は、負担割合は変わりません)

さらに、月毎の自己負担額は上限があります。上限額は受給者証に記載されています。

(円)

| 階層区分とその基準 |                           | 自己負担上限額 (外来 + 入院) |        |           |
|-----------|---------------------------|-------------------|--------|-----------|
|           |                           | 一般                | 高額かつ長期 | 人工呼吸器等装着者 |
| 生活保護      |                           | 0                 | 0      | 0         |
| 低所得Ⅰ      | 市町村民税 非課税<br>本人年収 ~ 80万円  | 2,500             | 2,500  | 1,000     |
| 低所得Ⅱ      | 市町村民税 非課税<br>本人年収 80万円超   | 5,000             | 5,000  |           |
| 一般所得Ⅰ     | 市町村民税<br>課税 ~ 7.1万円未満     | 10,000            | 5,000  |           |
| 一般所得Ⅱ     | 市町村民税<br>7.1万円 ~ 25.1万円未満 | 20,000            | 10,000 |           |
| 上位所得      | 市町村民税<br>25.1万円以上         | 30,000            | 20,000 |           |
| 入院時の食費    |                           | 全額自己負担            |        |           |

## ●自己負担軽減の特例

自己負担の上限額を軽減する特例があります。

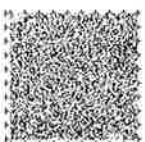


| 名称       | 特例の内容                                                                    |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|
| 高額かつ長期   | 医療費助成を受けてから、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が1年間に6回以上あった方を対象に、自己負担の上限額が軽減されます。         |
| 人工呼吸器等装着 | 人工呼吸器や体外式補助人工心臓を常時装着する必要がある、日常生活動作が著しく制限されている方を対象に、自己負担上限額が月1,000円となります。 |

### 申請・問い合わせ先

申請は、保健所窓口、または郵送で手続きが可能です。申請手続きについて分からないことがありましたら、保健所へお問い合わせください。

| 保健所               |                                            | 担当する市町村                                                    |
|-------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 村山保健所<br>子ども家庭支援課 | 〒990-0031 山形市十日町1-6-6<br>☎ 023-627-1203    | 山形市・寒河江市・上市市・村山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・西川町・朝日町・大江町・大石田町 |
| 最上保健所<br>地域保健福祉課  | 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034<br>☎ 0233-29-1362  | 新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・鮭川村・戸沢村                           |
| 置賜保健所<br>子ども家庭支援課 | 〒992-0012 米沢市金池7-1-50<br>☎ 0238-22-3205    | 米沢市・長井市・南陽市・高畠町・川西町・小国町・白鷹町・飯豊町                            |
| 庄内保健所<br>子ども家庭支援課 | 〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1<br>☎ 0235-66-5657 | 鶴岡市・酒田市・三川町・庄内町・遊佐町                                        |



## 新規申請の手続きについて

★がついている書類は、発行日から3か月以内のものを提出してください。



### 1 申請する全ての方に必要な書類

| 提出書類                 | 作成者       | 備考                            |
|----------------------|-----------|-------------------------------|
| 1 特定医療費(指定難病)支給認定申請書 | 受診者(※1)   | 申請書の両面に黒ボールペンで御記入ください。        |
| 2 臨床調査個人票(★)         | 難病指定医(※2) | 診断書のことです。疾病ごとに用紙が異なります。       |
| 3 同意書                | 受診者       | 高額療養費の区分を保険者に照会する際に必要なものです。   |
| 4 住民票謄本(★)           | 市町村役場     | 受診者の分です。(受診者とその家族全員分が記載されたもの) |

申請書に受診者と受診者と同じ保険に加入している家族全員の個人番号(マイナンバー)の記入と受診者の本人確認が必要となります。

- ※1 受診者とは、難病と診断された方のことです。受診者が申請手続きが出来ない場合は、必要書類が異なりますので、事前に保健所へお問い合わせください。
- ※2 難病指定医とは、県から指定を受けた医師のことです。難病指定医だけが、臨床調査個人票(診断書)を作成できます。難病指定医については、県のホームページで公表しています。

### 2 受診者の保険証の種類によって必要な書類

市町村民税所得課税証明書は、申請日が7月1日以降の場合は当該年度のものが必要です。(例：平成29年7月1日～平成30年6月30日に申請する場合は、平成29年度のもの)

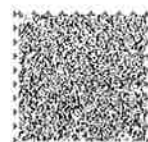
#### 【国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療保険】

| 提出書類                                 |                 | 入手先   | 備考 |
|--------------------------------------|-----------------|-------|----|
| 受診者の分、と<br>受診者と同じ保険に加入<br>している家族全員の分 | 保険証の写し          | -     |    |
|                                      | 個人番号通知カードの写し    | -     |    |
|                                      | 市町村民税所得課税証明書(★) | 市町村役場 | ※3 |

#### 【社会保険(健康保険協会、共済組合、健康保険組合など)】

| 提出書類              |                 | 入手先   | 備考 |
|-------------------|-----------------|-------|----|
| 受診者の分、と<br>被保険者の分 | 保険証の写し          | -     |    |
|                   | 個人番号通知カードの写し    | -     |    |
| 被保険者の分(※4)        | 市町村民税所得課税証明書(★) | 市町村役場 | ※3 |

- ※3 中学生以下は、所得課税証明書は不要です。市町村民税が全員非課税の場合は、受診者の収入を確認するため、以下の書類が必要となります。
- ・障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当などを受給  
→ 証書、または振込み通知書等の写し
- ※4 被保険者が市町村民税非課税の場合は、受診者の分も必要となります。



### 3 該当する方のみ必要な書類

| 該当する方                     | 提出書類                | 入手先                        |
|---------------------------|---------------------|----------------------------|
| 生活保護を受給している               | 生活保護受給証明書           | 各市福祉事務所または<br>県生活保護担当課     |
| 軽症高額として申請する               | 医療費申告書              | 県ホームページ、保健所窓口              |
|                           | 領収書等の写し             | 医療機関等窓口                    |
| 家族が難病や小児慢性特定疾病の受給者証を持っている | 難病や小児慢性特定疾病の受給者証の写し | 申請中の場合は、その申請書の写しを添付してください。 |

### 認定後の手続きについて

- ◆認定後、受給者証と自己負担上限額管理票が交付されます。有効期間は最大1年間で、毎年更新の手続きが必要です。
- ◆受給者証に記載している事項（氏名、住所、保険証、自己負担上限額）が変わった場合は、変更の手続きが必要となりますので、管轄の保健所にお問い合わせください。

### 難病相談支援センター

山形県難病相談支援センターでは、難病の方の相談窓口として、専門の相談支援員が難病に関する様々な相談に無料で応じています。相談者のプライバシーは厳守されますので、安心して御相談ください。

また、仲間づくりや情報交換等を目的に、患者やその家族、関係者などを対象にしたセミナーや交流会を開催しています。お気軽にお問い合わせください。

#### 相談方法

- ◆ 電話による相談：023-631-6061 / 023-664-0179（小児慢性専用）
- ◆ 電子メールによる相談：nanbyou-y@ebony.plala.or.jp
- ◆ 面接による相談（予約制）

◎相談時間：月曜日～金曜日 9:00～16:00

#### 主な事業

ピアサポート事業（疾病ごと）・就労支援事業・  
ピアサポーター養成・難病の方の交流会・就労支援セミナー・  
難病カフェ（毎月第2木曜日13:00～15:00）

#### アクセス

山形市小白川町2-3-30（県小白川庁舎1階）  
ホームページ：<http://www17.plala.or.jp/nanbyou-yamagata/>

#### センターへの交通アクセス



<発行> 山形県健康福祉部障がい福祉課（難病対策担当）  
〒990-8570 山形市松波 2-8-1  
☎ 023-630-3296、2330

